

重 要

宅地建物取引士証への切替交付手続きについて

○宅地建物取引業法が改正され、平成27年4月1日から「宅地建物取引主任者証」が「宅地建物取引士証」へ変更されました。

○平成27年4月1日現在で既に交付され有効期限のある「宅地建物取引主任者証」は、次の更新まで有効なので特に切り替える手続きを行う必要はありません。経過措置によって有効な「宅地建物取引士証」とみなされます。

ただし例外的に更新前であっても「宅地建物取引主任者証」を「宅地建物取引士証」へ変更希望する申請を平成27年4月1日以降実施します。この場合は、『切替交付』という再交付申請手続きとなり手数料4,500円の費用がかかります。また、申請時に「宅地建物取引主任者証」を提出し、10日程度の期間を経て「宅地建物取引士証」が交付されます。宅地建物取引主任者証を提出している間は重要事項説明ができないなどの不都合が生じますのでご注意ください。また、有効期限日に応じて切替交付の受付期間が異なりますので、ご確認ください。

1. 切替交付申請受付期間

	取引主任者証の有効期間満了日	受付期間
①	H27.10.1～H28.9.30	H27.4.1～H27.9.30
②	H28.10.1～H29.9.30	H27.10.1～H28.3.31
③	H29.10.1～H30.9.30	H28.4.1～H28.9.30
④	H30.10.1～	H28.10.1～H29.3.31

2. 申請方法

下記の必要書類を申請先（宅建協会本部・県庁建築安全課）の窓口または郵便でご提出ください。

3. 申請時必要書類

- 有効中の宅地建物取引主任者証
※紛失した場合は、亡失の再交付申請が必要となります。
- 印鑑（郵送による申請の場合は次の（3）に捺印し、印鑑は同封しないでください）
- 宅地建物取引士証再交付申請書2部（正・副本各一部）
※窓口にて60円で販売またはHPでダウンロードしたものをご持参ください。
- 顔写真1枚 ※写真の状態によっては、再提出をお願いすることがあります。
縦3cm×横2.4cmのカラー写真
申請日前6ヶ月以内に撮影・無帽・正面・上半身(胸から上)・無背景(バックが無地)
画像を加工した写真及びポラロイド写真は不可となります。
- 手数料 4,500円（埼玉県収入証紙代）
（郵送での申請の場合、現金書留郵便でご送付ください）

(6) 返信用封筒 392円分の切手貼付、自宅住所を明記したもの
(宅地建物取引士証の郵送を希望しない場合、(6)の提出は不要です)

4. 申請先

(公社) 埼玉県宅地建物取引業協会 会員事業課
〒330-0055 さいたま市浦和区東高砂町 6-15 埼玉県宅建会館
TEL 048-811-1830

埼玉県庁建築安全課 宅建業免許担当
〒330-9301 さいたま市浦和区高砂 3-15-1
TEL 048-830-5492

5. 交付までの日数

土日休日等を除いて7日間かかります。なお、申請件数が集中した際、それ以上かかることが見込まれる場合には受付時にその旨を案内します(郵送によるときは、到着時)。

平成27年2月
公益社団法人 埼玉県宅地建物取引業協会